

2008年1月27日

日本刑法学会 関西部会

共同研究

法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討

永田 憲史

(関西大学法学部専任講師)

レジュメ 2~8頁

報告原稿 9~17頁

I 罰金刑の目的

両テーマに通底するのは、罰金刑の目的

(1)徴収・執行の段階に重点(国庫収入の増加を図る目的、改善・更生・社会復帰の目的、抑止・威嚇の目的、応報・報復の目的、危険性の除去の目的)

…法定刑への罰金刑付加によって罰金刑の不払がもたらされることが重大な問題に

←①罰金刑の法的性質が純粋な刑罰であること、

②法益剥奪が一回的であり、継続性・持続性がないこと、

③実体的デュー・プロセスの観点から、行為者の経済状態を理由に、罰金額全額の徴収・執行ができないことがありうること、

④責任主義の観点から、行為責任を超える罰金刑を賦科することができないこと、

⑤没収刑との役割分担を図るべきこと

(2)賦科・言渡しの段階に重点(表示・表現目的)

…法定刑への罰金刑付加による罰金刑の不払は重大な問題ではない

←金銭は個々の質的差異がなく、価値尺度としてそれ自体完全に中立

=一定の金銭の量は誰にとっても同じ財産的価値

…相対的な程度よりも絶対量が注目されやすく、明瞭

←実体的デュー・プロセスの観点から行為者の経済状態を斟酌して実際の支払額を決定する必要

II 法定刑への罰金刑付加

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成18年法律36号)を検討対象

1、検討の視角

できる限り多くの刑種が法定刑に予定されていることは望ましい

←行為責任や行為者の事情に合わせて適切な量定を行なうことができる

↓

①法定刑に新たな刑種が追加されることにより、刑の上限が引上げられた場合、立法事実などから、許される厳罰化であるのか問題

②従来、刑罰が科されていなかった事案に刑罰が科されるようになった場合、刑罰網の拡大(net-widening)となって不適切ではないか問題

法定刑への罰金刑の付加は刑罰網の拡大 ←不当な刑罰網の拡大とならないか問題
表示・表現目的を重視するならば、一般に、肯定的に評価

2、立法経緯と立法趣旨

旧刑法366条

「人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ2月以上4年以下ノ重禁錮ニ處ス」

明治23年改正刑法草案352条

「暴行、脅迫ヲ用ヒシテ盜罪ヲ犯シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ2月以上4年以下ノ有役禁錮ニ處ス」

明治34年改正案273条

「人ノ動産ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ10年以下ノ懲役ニ處ス」

明治35年刑法改正案272条

「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ10年以下ノ懲役ニ處ス」

刑法(明治40年法律第45号;平成7年法律第91号による改正前のもの)

「他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盗ノ罪ト爲シ10年以下ノ懲役ニ處ス」

改正刑法草案(昭和49年5月29日法制審議会総会決定)320条

「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役に処する」

同草案322条

「占有者の同意を得ないで、他人の自動車、航空機その他原動機を備えた乗物を一時的に使用した者は、3年以下の懲役、10万円以下の罰金又は拘留に処する」

法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会報告『財産刑をめぐる基本問題について』の審議検討経過及び結果について(平成5年3月16日)

第二 2(1)イ

【積極説の理由】

- ①後述の衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議があること
- ②罰金刑がふさわしくない犯罪類型のみを除外し、原則として罰金刑を法定すべきであること
- ③刑法定時と比較すると、一部の財産犯の当罰性の評価が変化していること
- ④ほとんどの諸外国において、財産犯に罰金刑が法定されていること
- ⑤特に万引き事犯に対して、具体的事例に応じた適正な科刑を実現できること
- ⑥傷害罪に罰金刑が付加されていることとの均衡から、身体よりも財産を重要な法益ととらえることは理由がないこと
- ⑦財産犯は必ずしも困窮犯としての側面を持つものではないこと
- ⑧背任罪のように財産犯の中にも罰金刑が法定されているものもあること

【消極説の理由】

- ①窃盗罪に罰金刑が法定されていないために弊害が生じているという事例がないこと
- ②これまで起訴猶予で処理されていた事案が罰金刑で処理されると処罰範囲が拡大する恐れがあること
- ③被害者の落ち度も考慮されうる傷害罪の事案と財産犯は異なること
- ④財産犯には困窮犯が多く、罰金刑の賦科により再度の犯行に追いやられかねないこと
- ⑤諸外国の場合、刑務所の過剰収容対策として罰金刑が多用されるようになったと考えられるが、我が国では、過剰収容の問題が生じていないこと
- ⑥個別具体的な事案における特別の情状の問題と法定刑に罰金刑を付加すべきかの問題は区別すべきであること
- ⑦財産犯については、被害者に対する救済の側面を優先すべきであること

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律(罰金改正法;平成3年法律第31号)に関する附帯決議

平成3年3月12日衆議院法務委員会

「政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 罰金が選択刑として定められていない財産犯…に罰金刑を導入することを検討すること」

平成3年4月9日参議院法務委員会

「罰金を含む財産刑については、法定刑の定め方、刑の量定の方法、執行の合理化等各般にわたり、更に検討を加える必要があるが、政府は特に、次の諸点について格段の努力をすべきである。…

三 罰金が選択刑として定められていない財産犯…等の犯罪につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること」

刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)に関する附帯決議

平成16年11月16日衆議院法務委員会

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。…

二 強盗等の罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯の一部の罪に罰金刑を選択刑として新設するなど、他の財産犯に係る罰則の在り方も含め、さらに検討に努めること」

平成16年11月30日参議院法務委員会

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。…

三 強盗等の盗犯に係る罰則については、近年の犯罪情勢等を踏まえ、財産犯全体の罰則の在り方を視野に入れつつ、罰金刑を選択刑として導入するなども含めて、さらに検討に努めること」

罰金刑の新設等のための刑事法の整備についての諮問第75号(平成17年10月6日)

「近年における…窃盗の…罪等の実情等にかんがみ、早急に、これらの罪につき罰金刑を新設するなどその法定刑を改正する…必要があると思われるので、別紙要綱(骨子)について御意見を承りたい。」

別紙要綱(骨子)

「第一 …窃盗の…罪等の法定刑の改正…三 窃盗の罪(刑法二百三十五条)の法定刑を十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金刑とすること」

諮問の理由

- ①特に万引き事犯の検挙件数の最近約10年間における増加傾向が顕著であり、平成5年(1993年)、平成6年(1994年)と比較して、ほぼ倍増
- ②窃盗罪が交通業過事件を除く全刑法犯の認知件数の約80%を占めていることに照らし、事案に対応した適正な処分・科刑を実現することが我が国の犯罪情勢や市民生活の安全に与える影響は極めて大きい
- ③万引き事犯等の中には、安易な気持ちから、偶発的に行なわれ、被害金額が僅少である上、かつ、速やかに被害回復がなされるといった比較的軽微な事案が存在する
- ④こうした事案については、早い段階で相応の刑罰を科し、一般予防効果及び特別予防効果により同種事犯の再発を防止し、ひいては常習化や他の犯罪傾向への発展を食い止める必要があるものの、窃盗罪の法定刑が懲役刑だけであったことから、起訴すべきか否かの判断に困難を伴うことも少なくなく、成人の万引き事犯の検挙件数の倍増と相まって、その判断に困難を伴う事案が急増している可能性
→窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加し、事案に対応した適正な事件処理・科刑を目指したい

法制審議会刑事法(財産刑関係)部会の審議での答弁・発言

- ①窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加することによって、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案に罰金刑を適用していこうとするものではない
- ②従来、懲役刑が選択されてきた事案を罰金刑とすることによって、刑務所の過剰収容問題の解消を図ろうとする意図でもない
- ③窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加することによって、処罰が軽くなると誤解され、国民の規範意識が鈍磨することのないよう運用したい
- ④但し、これまで検察官が懲役刑相当と判断し、起訴してきた事案の中にも、罰金刑を科される事案が出てくる可能性がある

最判平 18 年 10 月 10 日刑集 60 卷 8 号 603 頁

「懲役刑の刑期には変更が加えられておらず、選択刑として 50 万円以下の罰金刑が追加されたにとどまるところ、その改正の趣旨は、従来、法定刑が懲役刑に限られていた窃盗罪について、罰金刑の選択を可能として、比較的軽微な事案に対しても適正な科刑の実現を図ることにあり、これまで懲役刑が科されてきた事案の処理に広く影響を与えることを意図するものとは解されない」

3、分析

立法担当者の説明は一貫

最高裁判所もこれを基本的に踏襲

- …立法事実・立法動機：立法追随型（量刑支障型）でも、立法主導型（評価変更型）でもない？
→刑種の選択肢を増やし、処罰範囲を拡大する類型

財産刑検討小委員会の方針転換の理由は不明

- …過剰収容対策ではない
- …道路交通法の一部を改正する法律（平成 13 年法律 51 号、平成 16 年法律 90 号）による法定刑の多額の引上げ・賦科額の高額化への一定の支持・一応の抑止効果？

徴収・執行の段階に重点 …労役場留置も認容

- 罰金刑の賦科対象を限定 …不払となる可能性が高い被告人には、罰金刑を回避
- 立法担当者の意図通りの運用へ
 - …立法担当者の想定以上に罰金刑を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性
 - …刑罰網の不当な拡大へ

賦科・言渡しの段階に重点

- 罰金刑の賦科対象は限定され難い
- これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くに罰金刑が賦科される可能性
- 過剰収容回避へ？
 - …罰金刑を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性
 - ←法定刑に罰金刑の寡額も示し、賦科される対象に歯止めをかける必要

Ⅲ 罰金刑の徴収・執行

1、罰金刑の徴収・執行をできる限り図る必要性

…近時、徴収不能や未済となる額が急増

徴収事務規程 16 条前段

「徴収金について納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があったときは、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、一部納付願を徴して検察官の許可を受ける」

同規程 17 条 1 項本文

「前条前段の規定は、徴収金について納付義務者から納付延期の申出があった場合に準用する」

2、ニュージーランドでの取組み

一部減額・全額免除、支払猶予・分割払、氏名公表、銀行口座からの控除、資産差押え及び資産売却、給与差押え、社会奉仕作業、拘禁刑

…徴収方法及び執行方法の個別化

3、労役場留置の問題性

但し、最判昭 25 年 6 月 7 日刑集 4 卷 6 号 956 頁は合憲とする

①適正手続保障(憲法 31 条)の問題

犯罪者の罰金刑の不払に至る事情が一切考慮されず、自動的に労役場留置とされることは、適正手続を十分に保障しているとは言い難い

拘禁刑は故意の不払・所得獲得努力怠慢に限定、努力をしたにもかかわらず不払の場合、適正手続の観点から、拘禁刑以外の代替策を検討する必要 (Bearden v. Georgia, 461 U. S. 660, 668, 672-674 (1983), See 18 U.S.C.A. § § 3613A (a), 3614 (c))

②法の下での平等(憲法 14 条)の問題

労役場留置の期間が当該犯罪類型により自由刑とされうる期間の上限を超えることも何ら規制されていない

当該犯罪類型によって科しうる拘禁刑の上限を超える期間にわたって不払の制裁として拘禁刑を科すことは、平等原則に反し、許されない (Williams v. Illinois, 399 U. S. 235, 240-244 (1970))

この理は当該犯罪類型に拘禁刑の定めが制定法上ない場合にも妥当し、この場合には、不払があっても拘禁刑を科しえない (Tate v. Short, 401 U. S. 395, 397-401 (1971))

→自由刑の賦科(又は労役場留置)は資産があるにもかかわらず、資産を隠匿するなどして支払を免脱しようとする悪質な者などに限定すべき

【関連拙稿】

「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢 153 卷 1 号(2003)72 頁以下、「同・(二)・完」153 卷 2 号(2003)112 頁以下

「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集 55 卷 6 号(2006)62 頁以下

「ニュージーランドの罰金刑」関西大学法学論集 56 卷 2=3 号(2006)265 頁以下

「罰金刑の目的」関西大学法学論集 56 卷 5=6 号(2007)131 頁以下

「ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金」関西大学法学論集 57 卷 1 号(2007)112 頁以下

「罰金刑の量定(一)」関西大学法学論集 57 卷 2 号(2007)43 頁以下、「同・(二)・完」57 卷 3 号(2007)55 頁以下

「貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整」関西大学法学論集 57 卷 4 号(2007)95 頁以下

法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討

永田 憲史

I 罰金刑の目的

関西大学の永田憲史でございます。

「法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討」と題しまして、報告を行なわせていただきます。

本共同研究で取り上げる法定刑への罰金刑付加の問題及び罰金刑の徴収・執行の問題に通底するのは、罰金刑の目的をどのように考えるべきかということであると考えます。

なぜなら、これまで当然とされてきたように、罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考えれば、法定刑への罰金刑付加によって罰金刑の不払がもたらされることが罰金刑の存在価値を揺るがす問題として理解されやすいためです。

一方で、罰金刑の目的をその賦科・言渡しの段階に重点を置いて考えれば、法定刑への罰金刑付加による罰金刑の不払は、罰金刑の目的を害するものとは理解され難いように思われるためです。

私は、罰金刑の目的について、その徴収・執行の段階に重点を置いて考えることは、レジュメに記載したような理由があるため、いずれも、罰金刑の目的として、あるいは第一の目的として不適切であると考えます。

罰金刑の法益剥奪の評価単位である金銭の性質を考えれば、罰金刑は、行為者にも、被害者にも、一般国民にも明瞭な金額の形で、行為責任の量を表示・表現することを目的とするべきであります。これを表示・表現目的と呼ぶこととします。

このように考えれば、行為者の経済状態により、徴収・執行ができない場合にも、罰金刑がその役割を果たすことができます。もちろん、実体的デュー・プロセスの観点から、行為者に加えられる法益剥奪の程度に着目することになります。それゆえ、行為者の経済状態を斟酌して、実際の支払額を決定する必要があります。徴収・執行段階においては、応報・報復の目的を貫徹することは許されませんから、行為者の経済状態から制約を受けることになります。

従って、罰金刑の目的は、賦科・言渡し段階において、行為者の行為責任の量を表示・表現することと、徴収・執行段階において、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成することにあると考えるべきです。このうち、賦科・言渡し段階の表示・表現目的が罰金刑の目的として重視されなければなりません。

本報告では、このような罰金刑の目的を踏まえて検討することとしたいと思います。

II 法定刑への罰金刑付加

まず、窃盗罪の法定刑への罰金刑の付加について、見ることにします。

そもそも、行為責任や行為者の事情に合わせて適切な量定を行なうことができるため、できる限り多くの刑種が法定刑に予定されていることは望ましいと考えられます。それゆえ、法定刑に新たな刑種が追加されることは、一般に、肯定的に評価されるべきです。

もっとも、法定刑に新たな刑種が追加されることにより、法定刑の上限が引上げられた場合、立法事実などから、許される厳罰化であるのかが問題となります。また、従来、刑罰が科されていなかった事案に刑罰が科されるようになった場合、刑罰網の拡大となって不適切ではないかとの問題が生じます。

法定刑への罰金刑の付加については、刑罰網の拡大となったとしても、賦科・言渡し段階における表示・表現目的を重視するならば、法定刑への罰金刑付加による不払の増加を考慮する必要は乏しく、行為責任を金銭の量でわかりやすく表示・表現できるようになることから、一般に、肯定的に評価されるでしょう。

従って、表示・表現目的の見解から問題となるのは、刑事政策的に見て、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加することが許容される程度を超えた不当な刑罰網の拡大となるなど、窃盗罪に特有の事情があるために、否定されるべきであるのかということになります。

一方、徴収・執行の段階に重点を置いて考える見解からは、法定刑への罰金刑付加によって罰金刑の不払がもたらされないかが強く意識されることになると思われます。

それでは、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加する理由や不都合はどのようなものでしょうか。立法までの経緯を見ていきたいと思います。

窃盗罪には、旧刑法以来、各種の改正案も含めて、法定刑に罰金刑は規定されていませんでした。

その後、法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会で財産刑の問題が議論され、窃盗罪にも法定刑に罰金刑を付加するか検討されましたが、消極説が優位でありました。

これに対し、平成3年の罰金改正法の成立の際と、平成16年の刑法等の一部を改正する法律が成立した際に、法定刑に罰金刑を付加することを検討するよう、衆参両院の法務委員会で附帯決議がなされています。

こうした経緯の下、平成17年に、法務大臣は、諮問を行ない、これが今回の法改正に結実しました。

法務省の事務当局は、法制審議会刑事法（財産刑関係）部会において、レジュメに

記載したような諮問の理由を挙げました。すなわち、特に万引き事犯の窃盗罪の法定刑が懲役刑だけであったことから、起訴すべきか否かの判断に困難を伴うことも少なくなく、窃盗罪に選択刑として罰金刑を付加し、事案に対応した適正な事件処理・科刑を目指したいとしました。

法務省の事務当局は、同部会での審議や衆参両院の法務委員会において、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案に罰金刑を適用していこうとするものではない旨を繰り返し説明しています。

また、これと関連して、従来、懲役刑が選択されてきた事案を罰金刑とすることによって、刑務所の過剰収容問題の解消を図ろうとする意図でもないとしています。

もっとも、事務当局も、委員とのやりとりの中で、これまで検察官が懲役刑相当と判断し、起訴してきた事案の中にも、罰金刑を科される事案が出てくる可能性があることを認めています。

衆参両院の法務委員会においても、罰金刑の不払により労役場留置とされる者が増加する可能性が確認されています。そして、刑罰の実効性を担保するために不払の場合に労役場留置とすることもやむを得ないとの答弁がなされています。

最高裁判所も、「広く」と留保をすることで、これまで検察官が懲役刑相当と判断し、起訴してきた事案の中にも、罰金刑を科される事案が出てくる可能性があることを認めつつも、法務省の事務当局の説明におおむね沿う形で今回の立法趣旨について判示しています。

このように、窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加し、罰金刑の適用を行なうことがどのような事案を想定しているのかについての立法担当者の説明は一貫しています。すなわち、従来、懲役刑相当と判断されてきた事案に罰金刑で臨むことにより、寛刑化を

図ろうとするものではなく、従来、懲役刑相当とされてこなかった比較的軽微な事案の一部に罰金刑で臨むことにより、その処罰範囲を拡大しようとするものであると言えます。

それゆえ、今回の法改正の立法事実や立法動機は、これまで法定刑の変更の際に指摘されてきたような、現実の科刑状況の変化に法定刑を適合させる立法追随型・量刑支障型ではありません。また、量刑の際の評価変更型でもありません。刑種の選択肢を増やし、処罰範囲を拡大する類型ですので、法定刑の変更によって現実の科刑状況を変えようとする立法主導型に含まれると言えます。

もっとも、かつての同部会財産刑検討小委員会では消極的な意見が多かったにもかかわらず、なぜ、今回、その方針が転換されたのかは、立法担当者の説明から明らかではありません。この間、我が国でも過剰収容が進んだものの、その対策として窃盗罪の法定刑に罰金刑を付加しようとするわけではないことは明言されています。そうだとすれば、平成13年以降の道路交通法の改正による法定刑の多額の引上げや賦科額の高額化が、世上の一定の支持を得るとともに、一応の抑止効果が確認されたように見えるなど、いわば罰金刑が再評価されたことが一因であると考えるのが妥当であるようにも思われます。

そして、少なくとも、罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考える点はいずれも共通しています。そのため、罰金刑の不払がもたらされることが罰金刑の存在価値を揺るがす問題として理解されています。刑罰の実効性を担保するために不払の場合に労役場留置とすることもやむを得ないとする考え方はこのことを裏付けるものでありましょう。

このように、罰金刑の不払を重大な問題ととらえることは、罰金刑を賦科する対象

を限定することにつながると考えられます。なぜなら、罰金刑が不払となる可能性が高い被告人には、罰金刑を回避するよう運用されると思われるためです。

従って、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くが経済状態の悪い者によると思われることからすれば、これらの事案に対し、不払が予想される罰金刑が賦科されることはほとんどないと予想されます。

それゆえ、この点では、立法担当者の意図通りの運用がなされることとなると思われます。もっとも、立法担当者の想定以上に罰金刑を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性がないわけではありません。事案が軽微であればあるほど、罰金額が小さくなり、経済状態がそれほどよくなるとも、不払となり難くなるため、賦科される対象が拡大する可能性があります。そうなれば、過度の刑罰化であって、刑罰網の不当な拡大と評価せざると得なくなります。

これに対し、表示・表現目的のように、罰金刑の目的をその賦科・言渡しの段階に重点を置いて考えれば、罰金刑の不払が直ちに罰金刑の目的を害するものとは理解され難いこととなります。

それゆえ、この立場からは、罰金刑を賦科する対象を限定する必要は乏しいと言えます。なぜなら、罰金刑が不払となる可能性が高い被告人であっても、その行為責任が表示・表現されれば、罰金刑を賦科する意味があると考えられるためです。

従って、これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くに罰金刑が賦科される可能性が広がることとなります。常習的に軽微な窃盗を反復し、刑務所と社会を往復する者に懲役刑を科すことは、過剰収容をもたらす一因となっています。これらの者に罰金刑を賦科し、行為者の行為責任の量を表示・表現し、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成すれば足りるとすることで、効果があまり期待

できない過剰な収容を回避することができます。

もっとも、この立場からも、罰金刑を求めて起訴される下限が押し下げられる可能性があります。不払の問題が意識され難いため、徴収・執行の段階に重点を置いて考える見解よりも、賦科される対象が野放図に拡大する可能性があります。そのため、法定刑に罰金刑の寡額も示し、賦科される対象に歯止めをかける必要があると思われます。

Ⅲ 罰金刑の徴収・執行

次に、罰金刑の目的をその徴収・執行の段階に重点を置いて考える場合は当然のこととして、その賦科・言渡しの段階に重点を置いて考える場合であったとしても、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成することにあると考えれば、罰金刑の徴収・執行をできる限り図る必要があります。そこで、罰金刑の徴収・執行に関する現行制度と問題点について触れた上で、その解決策について検討することとしたいと思います。

我が国では、罰金刑の支払猶予や分割払についての法律上の規定はなく、一部納付の申出や納付延期の申出に対して、実務上、量刑後に検察官の許可の下で個別に対処がなされているにすぎません。それゆえ、一部納付や納付延期を許可する以外には、強制執行や労役場留置の可能性を示唆して支払を促すほかなく、支払確保のための手段に乏しいと言えます。

ニュージーランドにおいては、特に自動車の不能化と呼ばれるチェーンロックが資産差押えの方法の一つとして効果を上げるなど、罰金刑の不払に対する手段が多数用意されています。言わば、徴収方法及び執行方法の個別化が図られています。

これまで、我が国では、自由刑や保護観察において、処遇の個別化を図るべきであるとされてきました。これに対し、罰金刑においては、一回的な支払で済んでしまうこともあって、徴収方法及び執行方法の個別化については強く意識されてきませんでした。

しかし、犯罪者の所得状況、資産状況及び社会的地位がそれぞれ異なることから、量刑の場面だけでなく、徴収及び執行の場面でも、個々の犯罪者を取り巻く状況を考慮し、最も適切な徴収方法及び執行方法をとることを可能にすべきであります。

それゆえ、ニュージーランドで採用されている方法を参考に、我が国でも、徴収方法及び執行方法の個別化を図るべく、多様な手段を制度として用意すべきであると考えます。

さらに、我が国では、罰金刑が不払の場合、犯罪者の事情などを考慮する手続がなく、自動的に労役場留置へと移行することとなっています。このような労役場留置のあり方については、判例上、合憲とされていますが、適正手続保障や法の下での平等の観点から問題があります。

すなわち、第一に、犯罪者の罰金刑の不払に至る事情が一切考慮されず、自動的に労役場留置とされることは、適正手続を十分に保障しているとは言い難いと考えられます。

また、第二に、労役場留置の期間が当該犯罪類型により自由刑とされうる期間の上限を超えることも何ら規制されておらず、法の下での平等に反しかねません。

そもそも、労役場留置の利用は、犯罪者の生活を維持したり、執行に要する費用を抑えたりするなどの罰金刑の長所を没却するものです。従って、我が国においても、不払時の対応として、多くの手段を用意し、まずは、それらの手段の検討及び利用を

行なうよう改めるべきです。労役場留置又はそれに代わる自由刑の利用は、例えば、資産があるにもかかわらず、資産を隠匿するなどして支払を免脱しようとする悪質な者などに限定するべきであると考えます。

以上のように、窃盗罪の法定刑に罰金刑が付加されることにより、罰金刑の適用範囲がどのように推移するかは、罰金刑の目的をどのように考え、いかなる量定方法を採用するかにかかっています。これまで検察官が懲役刑相当と判断してきた事案の多くに罰金刑を賦科しようとすることを目指すのであれば、罰金刑の目的を表示・表現目的ととらえ、それに見合った量定方法を採用する必要があると考えます。

また、徴収方法及び執行方法の個別化を図るとともに、罰金刑の不払時の制裁のあり方を改めることで、罰金刑の特徴を活かし、その有効性を向上させ、その適用領域を拡大することができると考えます。

以上、不十分な報告で恐縮ではございましたが、後ほどご教示・ご指摘を賜れば幸いです。